

ダイレクト支店取引規定の改定のお知らせ

ごうぎんアプリでの口座開設機能の変更、および山陰合同銀行ダイレクト支店の取引範囲の見直しに伴い、「ダイレクト支店取引規定」を改定いたします。

記

1. 改定内容

改定前	改定後
<p>1. 当店との取引範囲</p> <p>(1) 契約者は、本規定に基づき、以下に定める取引を利用できます。当店の取引では通帳・証書は発行いたしません。</p> <p>①普通預金取引 ②その他当行所定の取引</p> <p>(2) <u>前項に規定する取引の口座のうち当行が定めるものについては、契約者一人につき1口座のみ利用できるものとします。</u></p> <p>(3) 当店で取扱う商品サービス、金利、手数料、業務等は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店で取扱う商品サービス内容、金利、手数料、業務等と異なる場合があります。</p>	<p>1. 当店との取引範囲</p> <p>(1) 契約者は、本規定に基づき、以下に定める取引を利用できます。当店の取引では<u>原則</u>通帳・証書は発行いたしません。</p> <p>①普通預金取引 ②その他当行所定の取引</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 当店で取扱う商品サービス、金利、手数料、業務等は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店で取扱う商品サービス内容、金利、手数料、業務等と異なる場合があります。</p>
<p>3. 届出印</p> <p>(1) 当店と取引を開始する際に、印鑑の届出は必要ありません。ただし、当行所定の取引を行う場合は、当行所定の方法で当店との<u>一切</u>の取引に使用する印鑑（以下「届出印」といいます。）を届出てください。</p> <p>(2) <u>届出印は契約者一人につき1つ届出るものとし、当店における取引において共通とします。</u></p> <p>(3) 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なった場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>3. 届出印</p> <p>(1) 当店と取引を開始する際に、印鑑の届出は必要ありません。ただし、当行所定の取引を行う場合は、当行所定の方法で当店との取引に使用する印鑑（以下「届出印」といいます。）を届出てください。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なった場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>8. <u>代理人カードの取扱い</u></p> <p>当店は、<u>第2条に定める普通預金口座のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。</u></p>	<p>8. 削除</p>
<p>9. <u>マル優の取扱い</u></p> <p>当店は、<u>少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。</u></p>	<p>9. 削除</p>

2. 改定日

2021年3月31日

3. お問い合わせ先

山陰合同銀行 Web 口座サポートデスク

フリーダイヤル 0120-390-245 受付時間：平日 9時～17時（銀行休業日を除く）

以上